

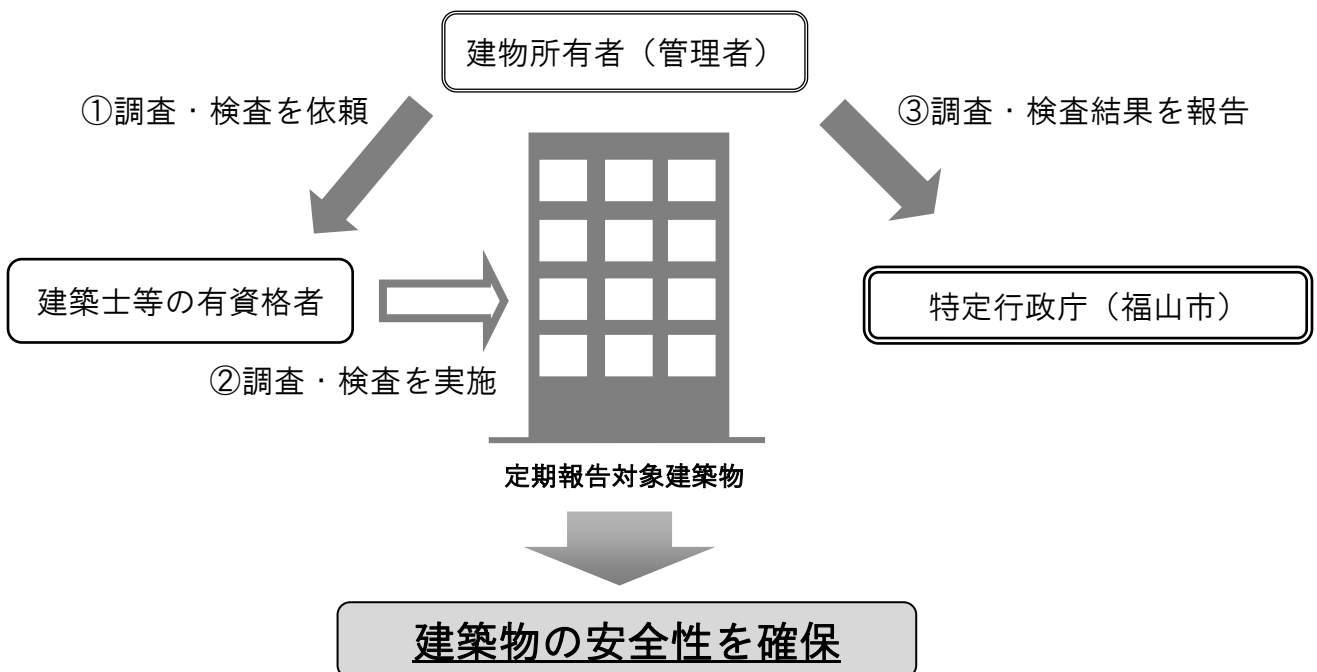
# 定期報告制度が変わりました！

建築基準法が改正され、2016年（平成28年）6月より定期報告制度が見直されました。この見直しにより、定期報告が必要となる建築物の対象が広がり、新たに定期報告が義務付けられる建築物があります。また、定期調査・検査を行う資格者制度も見直され、見直し後の調査員、検査員には資格者証が交付されることとなりました。

定期報告の対象となった場合は、建築物は3年ごと、防火設備・建築設備・昇降機は毎年建築士等の専門技術を有する資格者に調査・検査を依頼し、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられます。

## ◆定期報告制度とは？

建築基準法では、不特定多数の者が利用する建築物などの所有者（管理者）が、定期的に専門技術を有する資格者に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することを義務付けています。



## ◆定期報告は何の目的で行うの？

ホテルや病院など、不特定多数の人が利用する建築物は、老朽化や設備の作動不良などにより大きな事故や災害が発生する恐れがあります。こういった事故を未然に防ぎ、建築物の安全性や適法性を確保するため、1959年（昭和34年）より、建築物や建築設備を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告する制度がスタートしました。

これまでに、火災等により多くの犠牲者を出した建築物の多くは、定期調査・検査が未実施であり、建物所有者等が建築物の危険性や適切な維持保全の必要性を認識していなかったことが、被害を拡大させた要因の一つと考えられます。

こうしたことから、定期報告制度の必要性を建物所有者等が認識することが重要です。

## ◆定期報告制度は何が見直されたの？

### ◆定期報告対象の見直し

#### 見直し前

不特定多数の人が利用する用途の建築物のうち、福山市等それぞれの自治体が指定をするものが対象。

#### 見直し後

①不特定多数の人が利用する安全性の確保を徹底すべき建築物を政令で一律に定期報告対象とし、②それ以外の建築物は地域の実情に応じて、それぞれの自治体が指定できることとなった。

#### 注意点

- ・この度の見直しにより、これまで定期報告対象ではなかった建築物が、新たに定期報告対象となる可能性があります。
- ・定期調査・検査は、専門技術を有する資格者に依頼する必要があるため、早めの予算措置等が必要となります。

## ◆定期報告の対象となる建築物等①（病院・福祉施設等 抜粋）

### A. 建築物

①政令で指定する用途 (見直しにより定期報告対象となるもの)	対象用途の位置・規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る）</li> <li>・就寝用福祉施設等</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅，認知症高齢者グループホーム，障害者グループホーム</li> <li>・助産施設，乳児院，障害児入所施設</li> <li>・助産所</li> <li>・盲導犬訓練施設</li> <li>・救護施設，更生施設</li> <li>・老人短期入所施設，宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター</li> <li>・養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム</li> <li>・母子保健施設</li> <li>・障害者支援施設，福祉ホーム，障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る）</li> </ul> </div>	<p>①対象用途が3階以上の階にあるもの ②2階に対象用途の床面積が300㎡以上あるもの ③対象用途が地階にあるもの</p> <p>※①～③のいずれかに該当するもの ただし，地階及び3階以上の階における対象用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものや，対象用途が避難階のみにあるものは報告対象になりません。</p>
②福山市が指定する用途 (見直し前から定期報告対象であるもの)	対象用途の位置・規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設（保育所など）</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）</li> <li>・保護施設（医療保護施設を除く）</li> <li>・婦人保護施設</li> <li>・老人福祉施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・障害福祉サービス事業（生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設 など</li> </ul> </div>	<p>①対象用途が地階又は3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積が400㎡以上のもの ※①，②のいずれにも該当するもの</p>

※①の就寝用福祉施設等を除く

※上表は，病院・福祉施設等の用途についてのみ抜粋したものととなりますので，他の対象用途についての詳細は，建築指導課までお問い合わせください。

## ◆定期報告の対象となる建築物等②

### B.防火設備

	対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前ページAの建築物に設置されている防火設備</li> <li>・病院，診療所，就寝用福祉施設等 (該当する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のものに限る。)</li> </ul>	火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備 (防火扉，防火シャッター，防火クロススクリーン)

※常時閉鎖式（普段は閉鎖された状態となっており，開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの）の防火戸，防火ダンパー，外壁開口部の防火設備を除く。

### C.建築設備

	対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前ページAの建築物に設置されている建築設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央管理方式の空気調和設備</li> <li>・排煙設備（排煙機又は送風機）</li> <li>・非常用の照明装置</li> </ul>

### D.昇降機

	対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター</li> <li>・エスカレーター</li> <li>・小荷物専用昇降機（フロアタイプ）</li> </ul>

※次に掲げるものを除く。

- ・住戸内のみを昇降する昇降機
- ・工場等に設置されている専用エレベーター（労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの）
- ・小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）

## ◆定期報告の報告時期は？

建築物は3年以内、防火設備、建築設備、昇降機は1年以内において特定行政庁が定める時期に報告しなければならないとされています。ただし、新たに定期報告対象となる建築物、防火設備、小荷物専用昇降機については経過措置があります。

なお、経過措置後は、種類毎に定められた時期に報告が必要となります。

### 【経過措置】

2016年（平成28年）6月1日～2018年（平成30年）12月28日

種類	新旧等	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
		6月～12月	1月～12月	1月～12月	1月～12月
建築物（注）					
防火設備	既設				
	新設	※検査済証交付後1年間を除く。			
建築設備	従前				
	新規				
昇降機					
小荷物専用 昇降機	既設				
	新設	※検査済証交付後1年間を除く。			

（注）2ページに記載した用途の建築物の報告時期のため、それ以外の用途の建築物の場合は、報告時期が異なります。

※着色した時期毎に報告が必要です。

※「従前」とは今回の制度改正前から定期報告の対象であった建築物又は建築設備、

「新規」とは今回の制度改正により定期報告の対象となる建築物又は建築設備。

※「既設」とは2016年（平成28年）6月1日に現に存する小荷物専用昇降機又は防火設備、「新設」とは平成28年6月1日から平成29年5月31日までに設置された小荷物専用昇降機又は防火設備。

## ◆お問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市建設局建築部

建築指導課

指導・査察担当

TEL：(084) 928-1167 FAX：(084) 928-1735